



遺言は必要？

<http://jssa.tsugusapo.com>

遺言とは、ご自分の大切な財産を有意義に活用してもらうために行う遺言者の最後の意思表示です。その目的は、遺産をめぐる争い（争族）を防ぐことです。ご自分が元気なうちに、ご自分に万一のことがあっても残された家族が困らないように遺言書を作成しておくことをお勧めします。

遺言書には主に3つの方式があります（特別の方式を除く）。その中で皆さんがよく作成されるのは、自筆証書遺言と公正証書遺言です。

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成方法	遺言者ご自身が、遺言の内容の全文（財産目録を除く）、日付、氏名を自書し、署名、押印をして作成します。	遺言者が、公証人の前で、遺言の内容を口授し、公証人が、遺言者の真意を正確に文章にまとめて作成します。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・費用がかからない ・いつでも書ける ・何度でも書き直せる 	<ul style="list-style-type: none"> ・公証人（専門家）が関わるので書式の不備で無効になるおそれがない ・法律的に問題のない内容の遺言ができる ・家庭裁判所による検認の必要がないので速やかに遺言の内容を実現できる ・原本は必ず公証役場に保管されるので紛失、偽造・変造、隠匿の危険性が無い
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・書式の不備で無効になるおそれがある ・相続人の遺留分を侵害する内容であると後々トラブルに発展する ・家庭裁判所による検認が必要なので遺言の内容を実現するのに時間がかかる ・遺言書の紛失、偽造・変造、隠匿の危険性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・費用がかかる ・必要書類の取得が必要になる

将来の備えは早すぎるくらいが丁度良い！



ポイント

遺言は、認知症などで判断能力に問題が生じた場合、作成できないことがあります。ご自身がお元気なうちに準備されることをお勧めします。

当協会では、専門家がご本人のご要望を伺いながら、ご本人が望まれる遺言書原案の作成をお手伝いしております。遺言書の作成方法やその他に聞いてみたいことがございましたら、ぜひ、お気軽にお問い合わせください。

専門家が
アドバイスを
いたします

お問い合わせは
フリーダイヤル



0120-224-555

一般社団法人日本シルバーサポート協会 神奈川支部
〒233-0002 神奈川県横浜市港南区上大岡西1-10-9-402